

第2期教育振興基本計画 説明資料

平成25年6月14日 閣議決定



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第2期教育振興基本計画 目次

教育振興基本計画とは	1
策定までの経緯	1
前文	2
第1部 我が国における今後の教育の全体像	3
I 教育をめぐる現状と課題	4
II 我が国の教育の現状と課題	10
III 4つの基本的方向性	17
IV 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点	18
第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策	23
I 4つの基本的方向性に基づく方策	24
II 4つの基本的方向性を支える環境整備	52
III 東日本大震災からの復旧・復興支援	54
第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項	56
I 的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映	56
II 進捗状況の点検及び計画の見直し	56



教育振興基本計画とは

- 改正教育基本法第17条第1項に基づき政府として策定する教育の振興に関する総合的な計画。
- 教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後目指すべき教育の姿と、取り組むべき施策を明らかにするもの。
- 平成20年に初めての計画(第1期計画:平成20年度～24年度)を策定。

第1期計画における4つの基本的方向

1. 社会全体で教育の向上に取り組む
2. 個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
3. 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
4. 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

◆教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び高ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない

第2期計画定までの経緯

H23. 6. 6 第77回中教審総会

- 第2期教育振興基本計画の策定について諮問

H23. 12. 9 第13回計画部会

- 「第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」とりまとめ(骨子)

H24. 8. 24 第20回計画部会

- 「第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)」

H25. 4. 25 第85回中教審総会

- 「第2期教育振興基本計画について(答申)」

H25. 6. 14 閣議決定・国会報告

- 「第2期教育振興基本計画(閣議決定)」

今まさに我が国に求められているもの、それは、

「自立、協働、創造に向けた 一人一人の主体的な学び」

である。

- 今正に我が国に求められているもの、それは、「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」である。
- グローバル化の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、産業空洞化や生産年齢人口の減少など深刻な諸課題を抱える我が国は、極めて危機的な状況にあり、東日本大震災の発生は、この状況を一層顕在化・加速化させた。これらの動きは、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げ掛けている。
- これらの危機を乗り越え、持続可能な社会を実現するための一律の正解は存在しない。社会を構成する全ての者が、当事者として危機感を共有し、自ら課題探求に取り組むなど、それぞれの現場で行動することが求められる。何もしないことが最大のリスクである。幸いにして、日本には世界から評価される「人の絆」や基礎的な知識技能の平均レベルの高さなど様々な「強み」がある。これらを踏まえて、経済成長のみを追求するのではない、成熟社会に適合した新たな社会モデルを構築していくことが求められている。そのためには、多様性を基調とする「自立、協働、創造」の三つがキーワードとなる。
- そして、教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。
- 教育行政としては、このような社会、すなわち、改正教育基本法の理念を踏まえた「教育立国」の実現に向け、教育の再生を図り、何より、責任を持って教育成果の保証を図っていくことが求められる。このため、第2期計画においては、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性として位置付け、明確な成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示す。

第1部 我が国における今後の教育の全体像

第2期教育振興基本計画 第1部 総論 概要 ～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～

※教育振興基本計画・教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する、教育の振興に関する総合計画(第2期計画期間:平成25～29年度)

教育行政の4つの基本的方向性

⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

1. **社会を生き抜く力の養成**
～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備
2. **未来への飛躍を実現する人材の養成**
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成
3. **学びのセーフティネットの構築**
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
4. **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

- (共通理念)**
- ◆ 教育における多様性の尊重
 - ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
 - ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
 - ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働
- (教育投資の在り方)**
- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・ 家計における教育費負担の軽減
 - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
 - ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

- (危機回避シナリオ)**
- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
 - 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
 - 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)
- ⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

←..... 相互に連関→

- | | | |
|---|----------------------------|--|
| <p>○少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。) ・ 経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大 → 社会全体の活力低下 | <p>東日本大震災により一層の顕在化・加速化</p> | <p>○地域社会、家族の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ・ 価値観・ライフスタイルの多様化 → 個々人の孤立化、規範意識の低下 |
| <p>○グローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・モノ・金・情報等の流動化 ・ 「知識基盤社会」の本格的到来 ・ 新興国の台頭等による国際競争の激化 ・ 生産拠点の海外移転による産業空洞化 → 我が国の国際的な存在感の低下 | | <p>○格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間) → 一人一人の意欲減退、社会の不安定化 |
| <p>○雇用環境の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終身雇用・年功序列等の変容 ・ 企業内教育による人材育成機能の低下 → 失業率、非正規雇用の増加 | | <p>○地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。 |

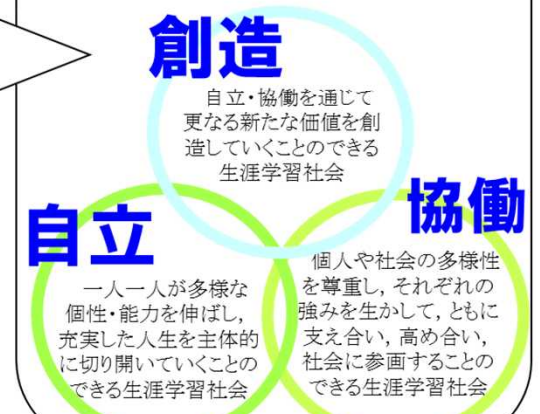
- 一方で...
- 【我が国の様々な強み】**
- 多様な文化・芸術や優れた感性
 - 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
 - 勤勉性・協調性、思いやりの心
 - 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
 - 人の絆

- 【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】**
- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
 - イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
 - 安心して必要な力を身に付けられる環境
 - 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

- 【第1期計画の評価】**
- 第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成はまだまだ途上。**
- ・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
 - ・ 一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、「個々人の多様な強みを引き出すという視点」「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

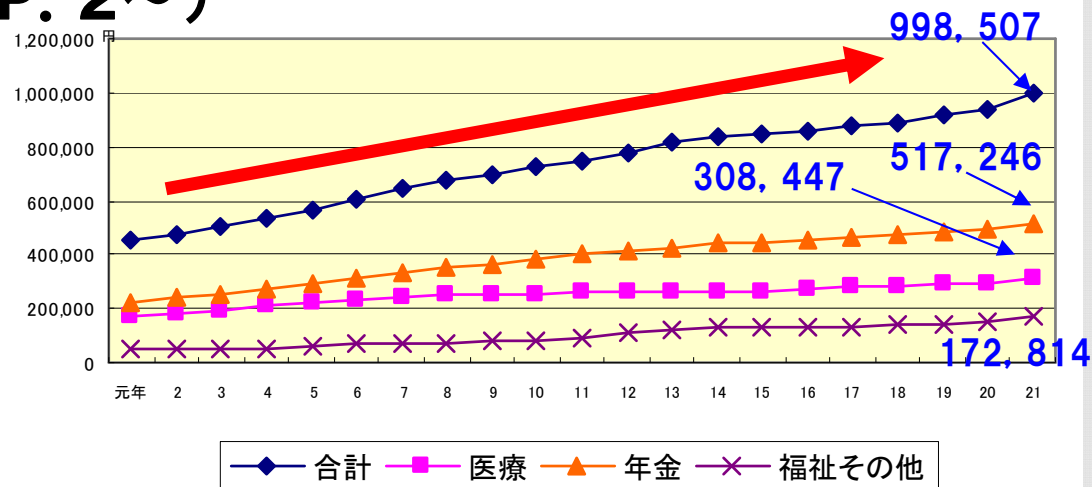
今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築



I 教育をめぐる社会の現状と課題(本体P. 2~)

我が国における諸情勢の変化



少子化・高齢化の進展

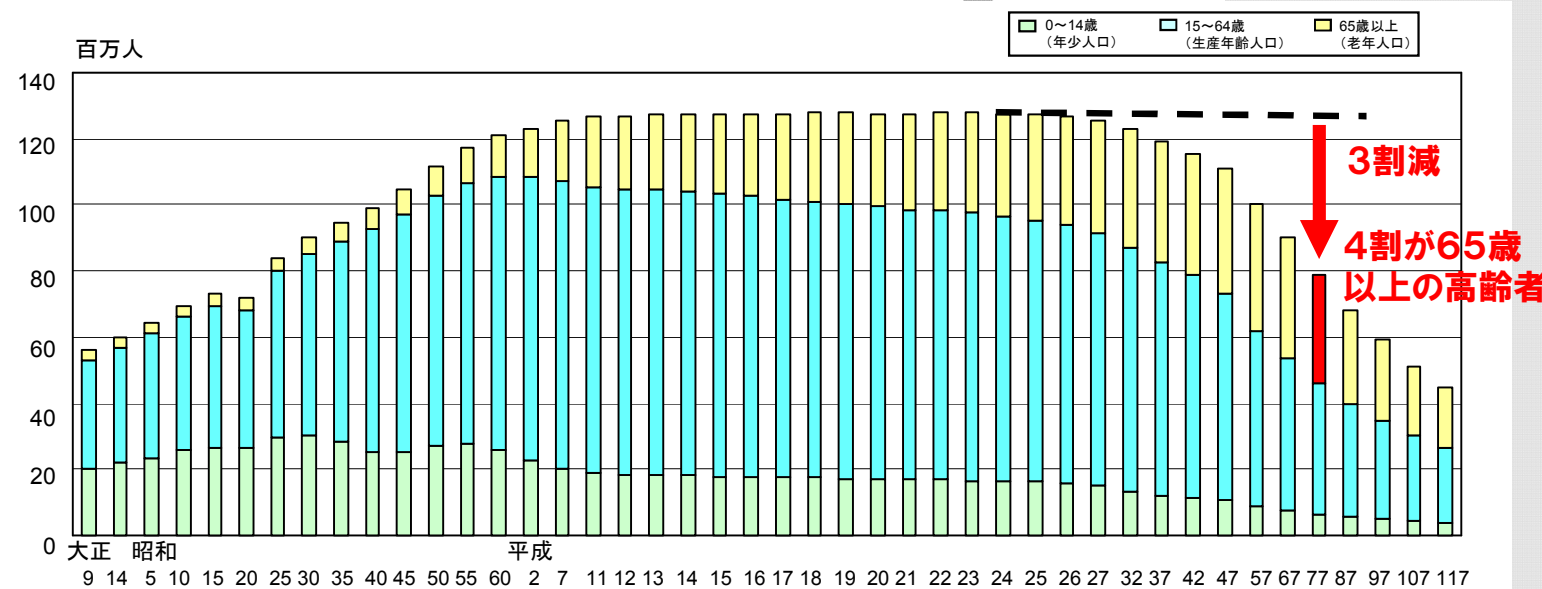
・生産年齢人口の減少

(2060年には、2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち約4割が高齢者。)

・経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大

社会保障給付費の推移

社会全体の活力低下



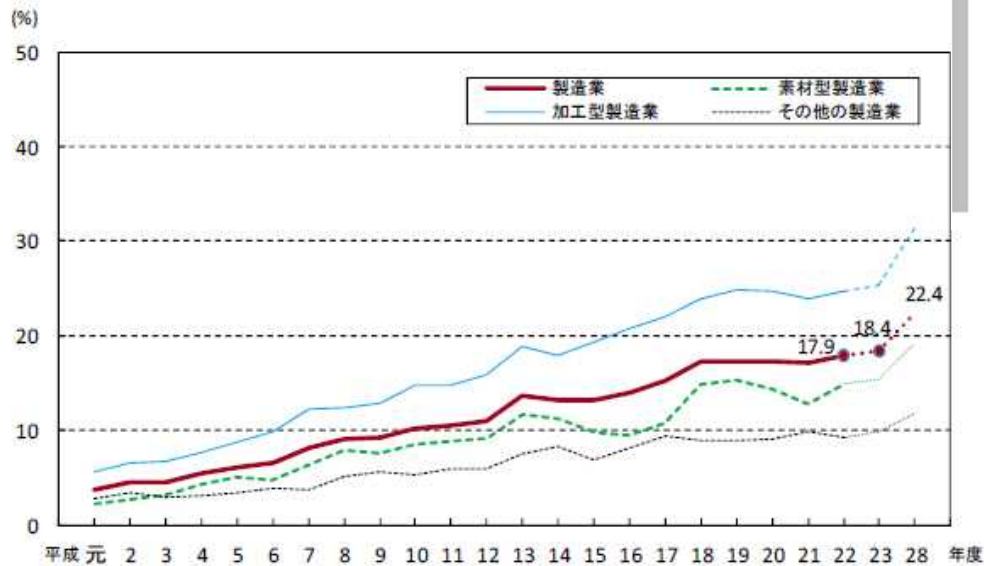
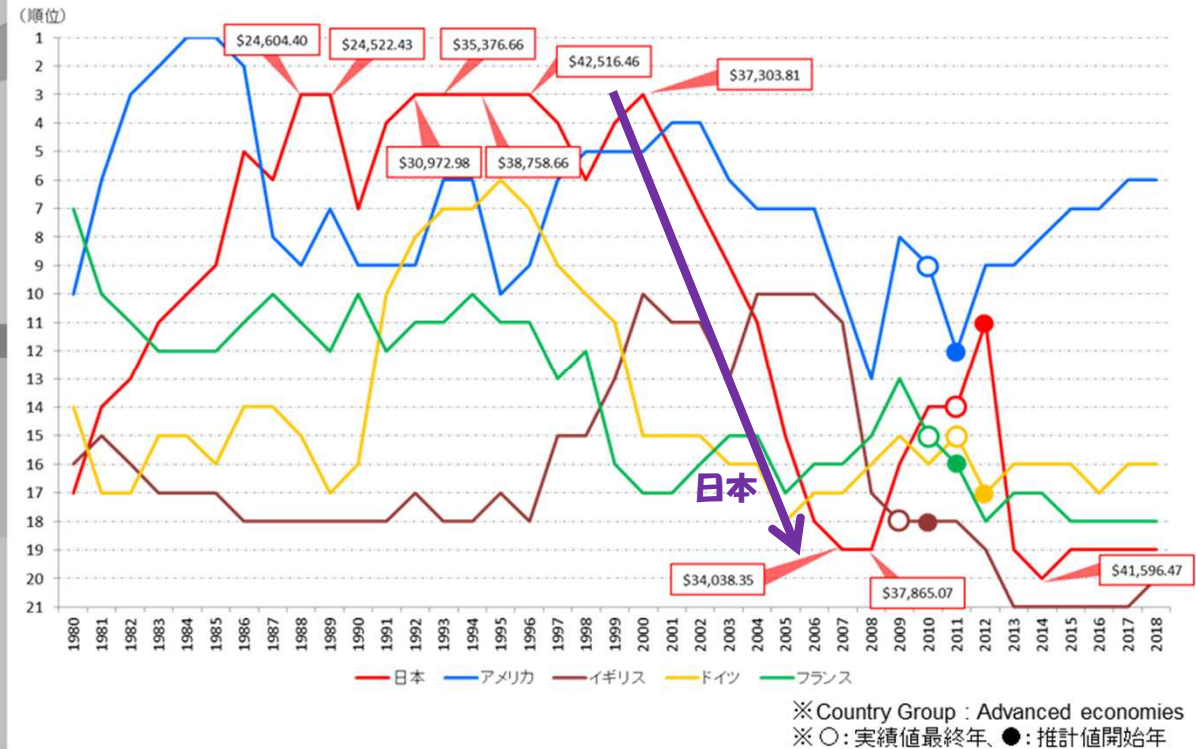
人口推計と将来推計

一人あたり名目GDPの順位の推移 (1980-2018)

厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行

- ・人・モノ・金・情報等の流動化
- ・「知識基盤社会」の本格的到来
- ・新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・生産拠点の海外移転等による産業空洞化

我が国の国際的な存在感の低下



海外現地生産比率の推移(製造業)